

令和元年度 市有財産売却（一般競争入札）実施要領

1 売却物件

No	物 品 名	型 式	製造年	最低売却価 格 (税抜き)	保管場所
1	ゴンドラ搬器 25 台	GB-87-1- 0008	昭和 62 年	1 円	高津森クロスカ ントリーコース

2 物品公開の日時及び場所

(1) 日 時 令和元年 11 月 8 日（金） 、 11 日（月）

高津森クロスカントリーコース（北秋田市阿仁鍵ノ滝字鍵ノ滝 79 番地 18）

10 時から 11 時半

現物確認をご希望の方は、事前に商工観光課にご連絡ください。

無断で敷地内の立ち入りはご遠慮ください。

(2) その他 詳しい物品の状況確認は各自で行い、入札に参加してください。また、運搬方法も各自でご準備下さい。

3 入札参加の申込み

(1) 期間 令和元年 11 月 1 日（金）から令和元年 11 月 18 日（月）まで

(2) 時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(3) 場所 北秋田市役所産業部商工観光課観光振興係 電話 0186-62-5370

4 申込み資格（入札参加資格）

- ・入札には、個人、法人を問わず（下記記載の入札に参加できない方を除く）、どなたでも参加することができます。
- ・申込みされた方が入札参加者（落札された場合はその物件の購入者）となります。

《入札に参加できない方》

- ・未成年者
- ・入札に係わる契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ・地方自治法第 238 条の 3 に規定する公有財産の事務に従事する職員
- ・市税等の滞納のある者
- ・入札参加申込書を提出していない者
- ・集团的に、もしくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体の構成員又は当該団体と密接な関係を有する者であると認められるもの

5 申込方法

一般競争入札参加申込書に必要事項を記入し、市区町村納税証明書を添えて期間内に提出ください。証明書については、提出日より 3 ヶ月以内に発行されたものをご用意ください。

6 入札

(1) 日時 令和元年 11 月 22 日（金） 午前 10 時 00 分～

(2) 場所 第二庁舎 1 階第三会議室

- ・入札当日の受付は、開始10分前である午前9時50分から行います。受付されないと入札に参加できません。
- (3) 当日持参するもの
- ・入札書
 - ・委任状（代理の方が参加する場合のみ）
 - ・印鑑（個人の場合は、申込書の申込印と同じ印鑑。法人の場合は、代表者印を持参してください。代理人の方は、委任状に押印した代理人使用印と同じ印鑑）
 - ・入札保証金
- (4) 入札についての注意事項
- ・入札書には、入札者の住所・氏名（代理人の方が入札される場合は、代理人の欄に氏名）を記入のうえ、本人が入札される場合は本人の印鑑（参加申込書に押印した印鑑）を、代理人が入札する場合は、代理人の印鑑（委任状の「代理人使用印」）を必ず押印してください。
 - ・入札書の金額の記入は、アラビア数字（0, 1, 2, 3…）の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入ください。
 - ・入札において使用する通貨単位は、日本国通貨（円）に限ります。
 - ・提出済みの入札書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き替え、または撤回することはできません。

7 入札保証金

- ・入札保証金は、入札時に持参してください。
- ・入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額で納付ください。ただし、過去2年間に、市と同様の契約を数回にわたって締結し、すべて誠実に履行した実績を有する者であり、その契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは納めないことができます。
- ・入札保証金は、落札者以外の方には、入札終了後お返しします。
- ・落札者の入札保証金は、契約締結後に還付します。または、契約保証金の納付に振り替えることができます。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者の入札、委任状を提出していない代理人の入札
- (2) 入札者の記名押印のない入札書
- (3) 入札に関し不正の行為があった者の入札
- (4) 入札担当職員の指示に従わない者、入札会場の秩序を乱した者の入札

9 落札者の決定

- (1) 入札締切後、直ちに開札します。
- (2) 落札者は、次の方法により決定します。
 - ・有効な入札を行った方のうち、入札書に記入された金額が、市が定めた最低売却価格以上で、かつ最高の金額をもって入札した方。該当する方が2人以上あるときは、くじ引きにより決定します。この場合は、くじ引きを辞退できません。
- (3) 開札の結果、落札者の氏名（法人の場合はその名称）及び落札金額を入札者にお知らせします。

10 契約の締結

- (1) 落札者との売買契約は、落札者と決定してから7日以内に、市有財産売買契約書により締結します。売買契約は、必ず「落札者」名義で締結してください。

- (2) 契約書に貼付する収入印紙は落札者の負担となります。
- (3) 公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときには、契約を締結しない場合があります。
- (4) 落札者は契約の際、契約保証金として契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付ください。
ただし、過去2年間に、市と同様の契約を数回にわたって締結し、すべて誠実に履行した実績を有する者であり、その契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき、売買代金が即納される場合は納めないことができます。
- (5) 契約金額は、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税を加算した金額となります。

1.1 売買代金の支払い

市有財産売買契約書に記載された日まで、市が発行する納入通知書で納付ください。

1.2 物品の引き渡しの期限および場所

- (1) 物品の引き渡しは、売却代金の納入を確認した後とする。
- (2) 入札物件の落札者への引き渡し方法は現状渡しとし、引き渡し後の不調や故障についての補償は一切行いません。
- (3) 物品は、市が指定する日までに、現地から搬送すること。

1.3 その他

- (1) 引き渡し後、物品に表示された市名等の文字は、落札者が消去し、写真を提出すること。
- (2) 落札者は、契約の締結及び履行に関する全ての費用を負担するものとする。
- (3) 実施要領に記載以外は、北秋田市財務規則及び北秋田市競争入札事務取扱要綱による。

【入札に関する問い合わせ先】

北秋田市役所 産業部商工観光課観光振興係 Tel 0186-62-5370
Fax 0186-62-5551